

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 要求水準書(案)(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	細々節	項目名	要求水準書(案) (改訂前)	要求水準書(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
11	第5章				システム性能に関する 要求水準	—	<u>5. 4 白煙防止基準</u> 気温5℃、相対湿度50%以下の外気条件(地上)においても煙突出口で白煙が発生しないこと。ただし、炉立上げ及び立下げ時には適用しない。
11	第5章				システム性能に関する 要求水準	5. 4 耐震基準	5. 5 耐震基準
35	第8章	8.2	(2)		利用管理に関する事項	運営権者は、施設を利用する一般市民に対して、上部利用施設の設置目的を踏まえて以下の事項について適正に管理すること。	運営権者は、 <u>多目的広場の一般開放を継続するとともに</u> 、施設を利用する一般市民に対して、上部利用施設の設置目的を踏まえて以下の事項について適正に管理すること。
36	第9章	9.2	(1)		モニタリング体制	(1) 運営権者によるセルフモニタリング 運営権者は、受託者等によるセルフモニタリング等を活用して実施する。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用したモニタリングを実施することも想定している。	(1) 運営権者によるセルフモニタリング 運営権者は、受託者等によるセルフモニタリング等を活用して実施する。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用した <u>セルフモニタリング</u> を実施することも想定している。

※本新旧対照表と、要求水準書(案)及び要求水準書(案)(平成28年8月5日改訂版)に相違があった場合は、要求水準書(案)及び要求水準書(案)(平成28年8月5日改訂版)に表す内容を正しいものとする。